

大個審答申第 106 号
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曽我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が平成 27 年 12 月 25 日付け大建第 1238 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 12 月 16 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「異議申立人が行った情報公開請求に対し、平成 27 年 12 月 14 日付大建第 1180 号で特定された文書」の開示を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「住吉区〇〇 ガス引込管工事 経過報告」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、個人の氏名及び印影を開示しない理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号に該当

（説明）

個人の氏名及び印影については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 1 月 12 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件決定において開示しないこととした部分を取り消すとの裁決を求める。
- 2 本件情報に約 11 文字分の黒塗りでマスキング処理された非開示部分が存在するが、「個人の氏名」としては明らかに文字数が多過ぎであり、開示しないこととした部分に対する事由が適切に明示されていない。少なくとも当該公文書中のどの情報をどのような理由で非開示としたのかを明らかにすべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報について
本件情報は、特定会社が行ったガス管工事に伴う道路占用許可期間の延長の理由について、特定会社から提出のあった文書に記録された情報である。
- 2 本件決定で非開示とした部分及びその理由
実施機関が本件情報において開示しないこととした情報は、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載並びに特定会社の担当者の氏名及び印影（以下「本件非開示部分」という。）である。
本件非開示部分については、条例第 19 条第 2 号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報により、特定の個人が識別される情報であると認められる。また、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。
したがって、実施機関としては、条例第 19 条第 2 号に該当するため、非開示としたものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件決定について、条例第 19 条第 2 号に該当するものとして、処分が適切であり了知し得るのは作成名義人の氏名及び印影の部分のみで、その余については、根拠とともに了知し得るものとはなっていない旨主張する。

しかしながら、本件非開示部分はすべて、条例第 19 条第 2 号に該当する情報であって、当該情報により、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、本件決定においてもその旨明確に示されていることから、本件異議申立ては理由がないものと思料する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、特定会社から実施機関に対し工事に伴う道路占用許可期間の延長の申請があった際に、その延長理由を明確にするため、実施機関が特定会社から取得した文書に記載された保有個人情報であり、本件情報には特定会社が道路占用許可を受け、近隣住民とのやりとりを経て、工事完了に至るまでの経過が記載されている。

3 爭点

実施機関は、本件非開示部分について、条例第19条第2号に該当することを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、本件非開示部分の開示を求めるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件非開示部分の条例第19条第2号該当性である。

4 本件非開示部分の条例第19条第2号該当性について

(1) 条例第19条第2号の基本的な考え方について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公

務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件決定において非開示とした部分の条例第19条第2号該当性について

ア 特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載について

特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載として非開示としている箇所は、異議申立人が「本件情報に約11文字分の黒塗りでマスキング処理された非開示部分（以下「当該非開示部分」という。）が存在するが、『個人の氏名』としては明らかに文字数が多過ぎである」と主張している箇所である。

そこで、当審議会において、当該非開示部分を見分したところ、異議申立人が主張するように、個人の氏名そのものではないものの、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓を識別し得る記載であって、開示請求者以外の個人に関する情報であることが確認できた。

このような個人の姓を識別し得る記載は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第19条第2号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、特定会社の担当者の訪問先の個人の姓及びこれを識別し得る記載は条例第19条第2号に該当する。

イ 特定会社の担当者の氏名及び印影について

特定会社の担当者の氏名及び印影については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第19条第2号本文に該当し、また、その性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、特定会社の担当者の氏名及び印影は条例第19条第2号に該当する。

5 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

委員 松本和彦、委員 川島裕理、委員 重本達哉、委員 小林邦子

（参考）答申に至る経過 平成27年度諮問受理第344号

年月日	経過
平成28年3月30日	諮問
平成28年3月30日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成28年4月5日	異議申立人から意見書の提出
平成29年5月18日	審議（論点整理）
平成29年6月1日	実施機関理由説明

平成 29 年 6 月 15 日	審議（答申案）
平成 29 年 6 月 29 日	審議（答申案）
平成 29 年 9 月 1 日	答申